（統括審査官）

第二十五条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官三百三十八人以内を置く。

［２・３　略］

（統括入国警備官）

第二十六条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百二十三人以内を置く。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　地方出入国在留管理局組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　地方出入国在留管理局に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 職員課（東京出入国在留管理局に限る。） 会計課（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に限る。） 用度課 診療室（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に限る。） ２　［略］ （支局に置く課等） **第十三条**　支局に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 偽変造文書対策室（東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に限る。） 診療室（東京出入国在留管理局横浜支局に限る。） （支局の診療室の所掌事務） **第十五条の二**　支局の診療室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　医療、防疫、保健及び衛生に関すること。 二　医療品及び衛生材料の受払及び保管に関すること。 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　地方出入国在留管理局に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 職員課（東京出入国在留管理局に限る。） 会計課（東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に限る。） 用度課 診療室（東京出入国在留管理局に限る。） ２　［同上］ （支局に置く課等） **第十三条**　支局に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 偽変造文書対策室（東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に限る。） ［条を加える。］

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

○法務省令第二十七号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子